

すべての人に  
医療を受ける  
権利が  
あります



この事業は  
社会福祉法にもとづく事業です。

憲法25条が  
「すべて国民は健康で文化的な  
最低限の生活を営む権利を有する」  
と定めているように、

医療を受けることは  
すべての人に  
保障された権利です。

#### 無料・低額診療事業とは

生活困難な方に、無料・または低額な  
料金で医療を利用していただくもので、  
社会福祉事業法で位置づけられた制  
度です。

制度利用にあたっては、必要書類を  
提出していただき、審査により適用の  
可否が決まります。

医療費のお支払いでお困りの方は、ご相談ください

あなたのまわりに、  
**医療費が心配**で  
**受診をがまんしている方は**  
いませんか？

ご近所やお知り合いに  
困っている方がおられ  
ましたら、滋賀勤労者  
保健会の「無料・低額  
診療事業」のことをご  
紹介ください。



私が紹介します



受診者のお名前

紹介者名

紹介団体

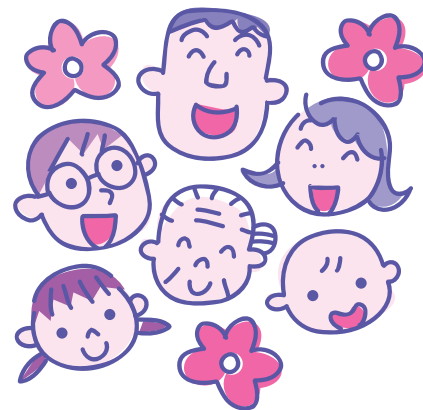
連絡先

受診者の方へ

紹介状がなくてもお気軽にご相談ください。

無料・低額  
診療事業の  
お知らせ

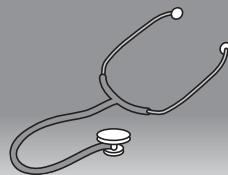
無料 または  
低額 で  
医療 が  
受けられます



滋賀勤労者保健会

〒520-0817 大津市昭和町7-16  
Tel.077-524-8333

# 1日でも早く診療所に来てください。 いっしょに治療を始めましょう。



こんな方の  
ための  
事業です

## 2009年11月から 「無料・低額診療事業」 を開始しました。

- ・保険証がない方
- ・短期保険証、資格証明書の方
- ・職を失って一時的に収入がなくなった方
- ・医療費の支払いをすると生活に困難な方
- ・ホームレスの方

ご相談の内容にもよりますが、基準は、収入がおおむね生活保護基準の1.5倍未満です。



- 他の公的制度が利用できる場合は、その手続きをおすすめすることになります。
- 制度適用とならない場合でも、ご一緒に打開の道をさがせるよう相談に応じます。



無料・低額診療  
事業を利用する  
には

制度利用の流れ

### 受付

受付でお申し出ください。



### 相談

ソーシャルワーカーや職員が事情をお聞きし、ご相談をします。



### 適用

適用となれば、医療費の自己負担金を減額または免除とします。



## 受診できる医療機関

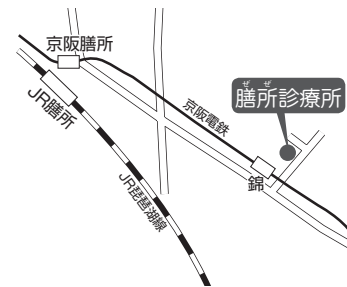
ぜ ぜ  
膳所診療所

〒520-0817  
大津市昭和町7-16

tel.077-524-8114

最寄り駅

- ・JR琵琶湖線「膳所駅」
- ・京阪電鉄「錦駅」



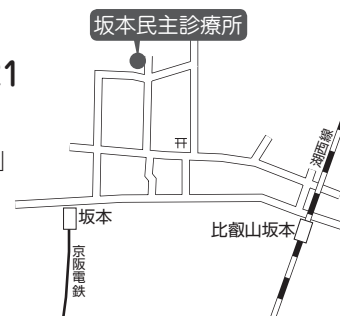
## 坂本民主診療所

〒520-0113  
大津市坂本6-25-30

tel.077-579-7121

最寄り駅

- ・JR湖西線「比叡山坂本駅」
- ・京阪電鉄「坂本駅」



## 相談できる法人内の介護事業所

### 介護老人保健施設・日和の里

〒520-0113 大津市坂本6-25-3

tel.077-579-0309

### 膳所在宅ケアステーション・陽だまり

〒520-0817 大津市昭和町8-15

tel.077-524-0380

### 在宅ケアステーション・コスモス

〒520-0113 大津市坂本6-6-13

tel.077-579-4022